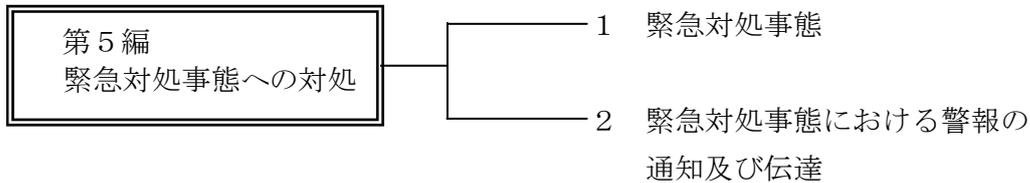


## 第5編 緊急処理事態への対処



### 1 緊急処理事態（各部局）

県国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラ及び特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、県は、緊急処理事態県対策本部の設置及び緊急対処保護措置の実施等の緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

### 2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達（防災危機管理局）

緊急処理事態において、国の対策本部長は攻撃による被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知及び伝達の対象となる地域の範囲を決定することとされていることを踏まえ、県は、緊急処理事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。